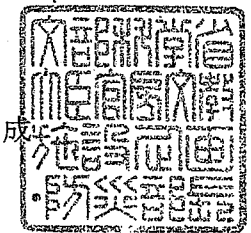


30受文科施第446号
平成31年3月8日

大臣官房会計課長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
国立教育政策研究所長
科学技術・学術政策研究所長
日本学士院長
日本芸術院長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

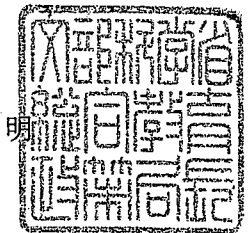
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
平井 明



(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長
清水 明



(印影印刷)

融雪出水期における防災態勢の強化について（依頼）

このことについて、中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり通知がありました。

雪害防止対策の実施については、これまでも「降積雪期における防災態勢の強化等について」（平成30年12月4日付30受文科施第338号）等により御配慮願っているところですが、引き続き、貴職におかれても、人命の保護を第一として、除雪中の事故防止対策等の徹底に一層努めるようお願いいたします。

また、今後の融雪出水期においては、気温の上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生する恐れがありますので、地域の関係機関等とも連携を図り、通学路の安全確保に一層努めていただくなど、防災態勢の強化に万全を期すようお願いいたします。

特に、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供等を行い、警戒

避難態勢の強化に努めるようお願いします。

なお、内閣府において、これまで国や関係機関から公表・周知されている降雪対応について改めて整理した、「市町村のための降雪対応の手引き」が作成されました。本手引きについては、内閣府ホームページ（以下にURL記載）に掲載されていますので、地域の実情に応じた災害対応体制の強化に御活用ください。

以上のことについて、都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校、各種学校を含む）及び学校法人等並びに域内の市町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く国公立大学長におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長においては、所轄の学校及び学校設置会社に対しても周知していただくようお願いします。

【内閣府ホームページ掲載URL】

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

担当：参事官（施設防災担当）付 防災調整係
電話 03-5253-4111（内線 2290）

<通学路の安全対策，安全教育に関すること>
男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 防災教育係
電話 03-5253-4111（内線 2670）



中 防 災 第 3 号
平成 3 1 年 3 月 1 日

文部科学大臣 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

安 倍 晋 幸



融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（平成 30 年 11 月 27 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、今後も降雪時期が続くことから、引き続き、警戒体制を確保し、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。融雪による河川の氾濫及び土砂災害によって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、各市町村の降雪対応についての理解を深めるため、平成 31 年 1 月発行の「市町村のための降雪対応の手引き」（内閣府作成）（※）について、貴管下関係機関への周知徹底をお願いする。

（※）<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

一昨年、栃木県では登山講習会参加中の高校生等が雪崩に巻き込まれ 8 名の方が亡くなる等、甚大な人的被害が発生しているため、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS 等）等により

提供された情報を活用すること。住民等の安全確保のため、気象に関する情報や避難勧告等の防災情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段を組み合わせて活用し、住民等に早い段階から確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。

2. 警戒避難体制の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民、特に一人暮らしの高齢者等要配慮者への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難体制の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等に関する事項について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌に関し必要な助言をすることを地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

4. 要配慮者等への配慮

平常時より、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設等の関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制の強化に努めること。

なお、引き続き「避難指示（緊急）」、「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」の避難情報の理解を深めるよう住民への周知に努めること。

5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時にお

いて優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報等の被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

以上